

令和2年度税制改正に関する要請書  
【令和元年11月】

福島県町村会  
会長 小 椋 敏 一

# 令和2年度税制改正に関する要請

町村にとって地方税は地方自治の基礎をなす重要な税源であり、町村が自主性及び自立性を発揮して、地方創生等を推進するとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠であります。

よって、令和2年度税制改正にあたっては、次の事項の実現が図られるよう強く要請いたします。

## 1. 町村税源の充実強化について

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、その充実を図ること。

- ① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- ② 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

## 2. 固定資産税の安定的確保について

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であるので、現行制度を堅持すること。

なお、平成30年度において「生産性革命」の一環として減税の特例措置が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

### 3. ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税は、税金の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

また、18歳未満、70歳以上及び障がい者の利用者並びに国体の競技や学校の教育活動は非課税にするなど、ゴルフ振興にも十分配慮している。

については、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を断固堅持すること。

### 4. 電気・ガス事業等法人事業税に係る現行制度の堅持

電気・ガス事業等に対する法人事業税については、長年にわたり収入金額課税方式が採用されており、地方税金の安定化に大きく貢献している。

また、法人事業税金の一定割合が令和2年度以降、市町村へ交付され、市町村にとって貴重な財源であることから、一般事業者と同様の所得課税及び外形標準課税方式への変更は認めず、現行制度を堅持すること。